

高松市市民活動センター複写機等の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市市民活動センター（以下「センター」という。）に設置する複写機および軽印刷機（以下「複写機等」という。）の市民等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 複写機等を利用することができる者は、センターを利用する者に限るものとする。

(利用の申出)

第3条 複写機等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめセンターの職員にその旨を申し出て、当該職員の指示に従わなければならない。

(利用料)

第4条 利用者は、別表に規定する利用料を納めなければならない。

- 2 前項の利用料は、当該利用の際、納入しなければならない。
- 3 既納の利用料は、返還しない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 複写機等を損傷するおそれがある利用をしないこと。
- 営利を目的として利用し、またはそのおそれがある利用をしないこと。
- 前2号に掲げるもののほか、複写機等の管理上支障を来すような利用をしないこと。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、複写機等の利用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種 別	大きさ	区分および単位	利用料
複写機により写しを作成する場合	A3判以内	片面1枚	10円
モノクロ軽印刷機により印刷原版を作成する場合	A3判以内	1版	30円
モノクロ軽印刷機により写しを作成する場合	A3判以内	片面100枚	30円
カラー軽印刷機により写し（単色）を作成する場合	A3判以内	片面1枚	5円
カラー軽印刷機により写し（フルカラー）を作成する場合	A3判以内	片面1枚	15円

備考

- 1 モノクロ軽印刷機により写しを作成する場合において、写しの枚数が100枚に満たないとき、または写しの枚수에100枚未滿の端数があるときは、それぞれ100枚とする。
- 2 軽印刷機により印刷原版を作成する場合または軽印刷機により写しを作成する場合において、利用者は、その作成に要する用紙を持ち込んで、これを行わなければならない。